

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

広島県水道広域連合企業団 三次事務所長 様

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第22条の規定に基づき、給水装置所有者の変更の届出をします。

なお、この名義変更について、利害関係人その他からの異議申立てがあった場合には、新所有者が責任を持って解決いたします。

新所有者

住所

(ふりがな)

氏名 印

電話 () — (1:自宅 2:呼び出し 3:勤務先 4:携帯)

(代理人) ※代理人を置く場合のみ記入

住所

(ふりがな)

氏名 印

電話 () — (1:自宅 2:呼び出し 3:勤務先 4:携帯)

給水装置所在地	三次市					
旧所有者	住所					
	(ふりがな)					
	氏名 印					
変更理由	売買・譲渡・相続・その他() ○で囲んでください					
変更年月日	年 月 日					
地区整理番号				※注2 権利関係確認事項		
メーター番号						
口径	mm					
三次事務所	工務維持係		業務係		検査等業務受託者	
所長	係長	係員	係長	係員	所長	係員

(注意) 1 太線の枠の中だけ記入の上、水道企業団三次事務所、または三次市役所・各支所まで提出してください。

2 新所有者が所有権確認方法を記載の上、所有権移転を確認できる書類(登記簿謄本・売買契約書の写し等)を添付してください。

3 水道企業団三次事務所と旧所有者間で交わした誓約書・覚書等を含む所有権に関するすべての事項について新所有者が責任を負うこととなります。

4 新所有者が給水区域外に居住している場合は、給水区域内に居住する代理人を置いてください。